

議案第28号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について  
次のとおり三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正  
することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規  
定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成17年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条  
例

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成8年三朝町条例第  
10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以  
下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示  
に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場  
合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移  
動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下、「追加条項等」とい  
う。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示を除く。以  
下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分  
(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)  
が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、当該改正後部分  
に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
( <u>一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物 処分業及び浄化槽清掃業の許可</u> )	( <u>許可証の交付</u> )
第24条 法第7条第1項の規定によ る <u>一般廃棄物収集運搬業の許可</u> 若し	第24条 町長は、 <u>法第7条第1項及 び第6項の許可、法第7条第2項及</u>

くは同条第2項の規定による当該許可の更新若しくは同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可若しくは同条第7項の規定による当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、町長に申請をし、許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により許可をしたときは、当該申請者に許可証を交付する。

3 略

（許可証の再交付）

第25条 前条第2項の許可を受けた者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに町長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

（許可申請手数料）

第26条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 3,000円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 3,000円
- (3) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 3,000円
- (4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けよ

び第7項の許可の更新並びに法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可を行ったときは、許可証を交付するものとする。

2 略

（許可証の再交付）

第25条 前条第1項の許可を受けた者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに町長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

<p><u>うとする者 3,000 円</u></p> <p>(5) <u>一般廃棄物収集運搬業の更新の許可を受けようとする者</u> 3,000 円</p> <p>(6) <u>一般廃棄物処分業の更新の許可を受けようとする者 3,000 円</u></p> <p>(7) <u>浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 3,000 円</u></p> <p>(8) <u>許可証の再交付を受けようとする者 1,000 円</u></p> <p>2 <u>既に納付した前項の手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の理由により申請を受理できない場合は、手数料を還付する。</u></p> <p><u>第27条 略</u></p> <p><u>第28条 略</u></p> <p><u>第29条 略</u></p>	<p><u>第26条 略</u></p> <p><u>第27条 略</u></p> <p><u>第28条 略</u></p>
---	--

附 則  
この条例は、平成17年4月1日から施行する。